

平成30年5月10日

株 主 各 位

神奈川県横浜市中区日本大通17番地

株 式 会 社 ス リ ー エ フ

代表取締役社長 山 口 浩 志

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年5月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月29日（火曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市区西みなとみらい二丁目2番1号
横浜ロイヤルパークホテル2階 芙蓉の間

会場が前回と異なるフロアとなりますので、お間違いのないようご注意ください。ご来場の際には、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

3. 目的事項

報告事項

- 第37期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件
- 第37期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供書類のうち、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.three-f.co.jp/>) に掲載しておりますので、本株主総会の招集ご通知には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の「連結注記表」
 - ②計算書類の「個別注記表」
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合には、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
- ◎本株主総会の決議結果につきましては、従来の書面による決議通知のご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、各種政策の効果もあり景気は緩やかな回復基調で推移したものの、地政学的リスク、アジア新興国等の経済動向や欧米の政策動向による海外の政治・経済の不確実性により、先行きは不透明な状況が続いております。

小売業界におきましては、お客様の節約志向が続くなか、業態間競争が激化しており、加えて人手不足に伴う人件費の増加や原材料価格の上昇等により厳しい状況が続きました。

このような環境の下、当社グループは、株式会社ローソン（以下、「ローソン」といいます。）との合弁会社である株式会社エル・ティーエフ（以下、「エル・ティーエフ」といいます。）において、平成28年9月から千葉・埼玉エリアにて展開しているダブルブランド店舗「ローソン・スリーエフ」に一定の成果が見られたことや、2つのチェーンブランドを運営することによる相乗効果実現の難しさから、経営資源を集中して有効かつ効率的に活用する必要があると判断し、「ローソン・スリーエフ」の事業展開を東京・神奈川エリアにも拡大することと致しました。

そのための準備会社として、平成29年6月1日付で株式会社L・TF・PJ（以下、「L・TF・PJ」といいます。）を新設分割により設立し、「スリーエフ」及び「q's mart（キューズマート）」ブランドで営業している店舗のうち閉鎖店舗を除くすべての店舗（以下、「転換対象店舗」といいます。）のフランチャイズ契約等をL・TF・PJに承継するとともに、転換対象店舗において当社が保有していた資産及び賃借権等の権利義務の一部を平成29年6月1日付で吸収分割によりローソンに承継した上で、「ローソン・スリーエフ」への転換作業を進めてまいりました。同時に転換対象外となった店舗につきましては、当社において閉店作業を進めてまいりました。

これにより、平成29年8月から平成30年2月までの間に197店舗（平成30年3月に63店舗：計260店舗）を「ローソン・スリーエフ」ブランドへ転換するとともに、転換対象外店舗の閉鎖、希望退職制度の導入など、フランチャイズ本部業務撤退・本部機能の縮小に向けた準備を完了致しました。なお、ブランド転換に一定の目処がついたことから、平成30年2月末日をもってエル・ティーエフとL・TF・PJを合併し、エル・ティーエフが存続会社となっております。

以上の結果、当連結会計年度の営業総収入は、転換対象外店舗の閉鎖による店舗数減少に加え、閉鎖店舗並びに「ローソン・スリーエフ」へ転換する店舗の商品売り切り対応や改装に伴う一時休業などの影響等により、前年比23.3%減の125億75百万円となり、営業損失は30億円、経常損失は28億84百万円、当社の資産及び貸借権等の権利義務の一部を吸収分割によりローソンに承継した際の対価から、承継した資産簿価及び固定資産除却等必要経費を差し引いた差額60億65百万円を特別利益に、解約違約金13億89百万円を特別損失に計上したことなどにより、親会社株主に帰属する当期純利益は5億69百万円となりました。

当社グループ運営店舗の概況

[スリーエフ]

「ローソン・スリーエフ」への本格転換を前に、これまでスリーエフをご愛顧いただいた多くのお客様に対して長年の感謝を込めて、スリーエフの人気商品等をお得にお買い求めいただける『スリーエフ大感謝祭』の開催などを行いました。なお、スリーエフ単独ブランドでのコンビニエンスストアは、平成30年1月末日をもってすべて営業を終了しております。

[ローソン・スリーエフ]

夕方・夜間の米飯、ファーストフーズ等のデイリー商品の品揃えの強化等により、夕方から夜間にかけてのお客様の増加や女性のお客様の来店頻度が大きく向上した結果、スリーエフ単独ブランドであったときと比較し、平均して10%売上が伸長しております。なお、店舗数につきましては、スリーエフから転換した店舗を含めて開店199店舗となり、総店舗数は288店舗となっております。

[g o o z (グーツ)]

ベーカリーやお弁当を店内で調理し、“できたて感”の訴求により、あたたかさ、和み、やすらぎを感じていただける次世代型コンビニフォーマットとして、従来のコンビニエンスストアの品揃えでは満足できないお客様のニーズを汲み取ったお店作りを行っております。また、国分グローサリーズチェーン株式会社と契約を締結し、平成29年12月からはコミュニティ・ストアの仕組みを利用した商品供給体制をスタート致しました。なお、店舗数につきましては、不採算の3店舗を閉鎖し、総店舗数は3店舗となっております。

※今後につきましては、当社は「ローソン・スリーエフ」を運営するエル・ティーエフ等の子会社管理事業及び「ローソン・スリーエフ」で販売する商品の開発サポート並びに当社所有ブランド店舗「g o o z (グーツ)」の店舗運営事業を軸とした体制へと移行いたします。

(2) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、個人消費の節約志向は依然として根強く、地政学的リスク、アジア新興国等の経済動向や欧米の政策動向による海外の政治・経済の不確実性により、先行きは不透明な状況が続くものと予想されます。

また、コンビニエンスストア業界では、再編による業界内の競争激化に加え、業態を超えた販売競争の激しさは増し、非常に厳しい環境が続くものと考えております。

このような環境の下、当社グループは、ローソンとのダブルブランド店舗「ローソン・スリーエフ」において、ローソンのブランド力を確立し、ノウハウを最大限に活用した上で、当社が培ってきたブランド力、営業ノウハウを加え、他にはない*お店作りを行うことで、当社グループにおける店舗の売上・収益性の向上を目指してまいります。

*「ローソン・スリーエフ」ならではの特徴

- ①店内の専用オープンで焼き上げることで食感と風味を追求した“やきとり”や素材・製法にこだわった“チルド弁当”、人気デザート“もちぼにょ”など、スリーエフでお客様から人気を博した商品を販売しております。引き続き、スリーエフの味をお楽しみいただけます。
- ②書店が減少している現状を踏まえ、近隣環境に応じて文教堂書店との併設店や書籍・コミックなどの品揃えを強化した書籍コーナーを設置しております。
- ③地元の青果市場から直接買い付けた新鮮な生鮮品（野菜・果物）の品揃えを充実させ、お客様の暮らしに寄り添った売場展開を行っております。（一部店舗に限る）

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社は、継続して営業損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

しかし、当社はローソンとの間で締結した事業統合契約並びに吸収分割契約に基づき、ローソンより以下の対価を受領していることから、資金面に支障はないと考えております。

- ①転換対象店舗を「ローソン・スリーエフ」ブランドに転換することに伴い、転換対象店舗において当社が有していた資産及び賃借権等の権利義務の一部を平成29年6月1日付で吸収分割によりローソンに承継したことによる分割対価。
- ②当社とローソンが共同出資（出資比率：当社70%、ローソン30%）するエル・ティーエフを存続会社、当社の完全子会社であるL・TF・PJを消滅会社として吸収合併を行った上で、合併後の存続会社であるエル・ティーエフの株式を当社51%、ローソン49%となるようにローソンに対して平成30年2月28日付で株式を譲渡したことによる譲渡対価。

また、当社は希望退職者の募集による人件費の低減など黒字体質への転換のための経営体制の再構築を同時に行っております。

加えて、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を早期に解消又は改善するため、「ローソン・スリーエフ」ブランドへの転換により、収益構造の改善に取り組んでおります。これにより、平成30年2月期の業績は、先行してブランド転換を行った千葉・埼玉エリアの「ローソン・スリーエフ」において営業利益が生じていることから、「ローソン・スリーエフ」ブランドの事業展開を拡大することで今後も安定した収益確保と財務体質の改善が見込まれるものと考えております。

したがって、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断し、計算書類への注記は記載しておりません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度における企業集団の設備投資の総額は1億59百万円であります。その主なものは、店舗賃借に伴う保証金及び敷金が16百万円、店舗に対する内装投資等が69百万円、ソフトウェア開発費等が73百万円となっております。

(4) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区 分 \ 期 別	第 34 期 (平成27年2月期)	第 35 期 (平成28年2月期)	第 36 期 (平成29年2月期)	第 37 期 (平成30年2月期)
売上高 (チェーン全店)	81,614	79,763	67,995	57,056
営業総収入	20,990	19,036	16,398	12,575
経常損失	305	862	1,753	2,884
親会社株主に帰属する 当期純利益	54	—	—	569
親会社株主に帰属する 当期純損失	—	2,542	722	—
1株当たり当期純利益	7円23銭	—	—	75円12銭
1株当たり当期純損失	—	335円66銭	95円37銭	—
総 資 産	15,802	13,577	11,615	6,227
純 資 産	3,998	1,454	837	4,298
1株当たり純資産額	514円27銭	178円14銭	83円27銭	537円98銭

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①重要な親会社の状況

当社には、親会社はありません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エル・ティーエフ	50百万円	51.00%	コンビニエンスストア事業
スリーエフ・オンライン株式会社	50百万円	100.00%	不動産業

連結子会社は上記の重要な子会社2社であります。なお、持分法適用会社及び特定完全子会社はありません。

- (注) 1. 平成29年6月1日付で当社の完全子会社として株式会社L・TF・PJを設立しました。
2. 株式会社エル・ティーエフは、株式会社L・TF・PJを平成30年2月28日付で吸収合併しました。
3. 当社は上記(注)2の吸収合併後の株式会社エル・ティーエフの株式を当社51%、株式会社ローソン49%の出資比率となるように株式会社ローソンに対して株式を譲渡しました。
4. スリーエフ・オンライン株式会社が自己株式630株を取得したため、同社は当社の完全子会社となりました。

(7) 主要な事業内容 (平成30年2月28日現在)

当社グループは、コンビニエンスストア事業を主たる事業としており、主な内容は次のとおりであります。

- ①食料品、衣料品、家庭用品、その他の百貨の小売
- ②書籍、新聞、切手等の販売
- ③酒類、塩、タバコ等の販売
- ④上記以外の各種商品小売及びサービス業
- ⑤流通業及びコンビニエンスストアに関する事業
- ⑥フランチャイズシステムによるコンサルタント業務及び投資に関する事業

(8) 主要拠点等 (平成30年2月28日現在)

① 本社等

- ・株式会社スリーエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地
- ・株式会社エル・ティエフ：神奈川県横浜市中区日本大通17番地

② 店舗

所在地	店舗数 (g o o z)	店舗数 (ローソン・スリーエフ)
神奈川県	2店	136
東京都	—	56
千葉県	—	68
埼玉県	1	28
合計	3	288

(9) 従業員の状況 (平成30年2月28日現在)

従業員数	前期末比増減
97名	△157名

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、このほかに、臨時従業員が52名おります。
2. 減少の主な要因は、希望退職者募集を行い、平成30年2月末に167名(出向者・嘱託契約社員を含む)が退職したことによるものであります。

2. 会社の株式に関する事項 (平成30年2月28日現在)

- (1) 発行可能株式総数 30,000,000株
(2) 発行済株式の総数 7,574,745株 (自己株式132,350株を除く。)
(3) 株主数 6,959名
(4) 大株主(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 J M K 瑞 穂	2,702,360株	35.67%
菊 池 淳 司	384,923	5.08
株式会社 ロ ー ソ ン	361,350	4.77
中 居 京 子	317,009	4.18
宇 佐 見 瑞 枝	264,191	3.48
株式会社 S B I 証 券	185,200	2.44
中 居 勝 利	112,391	1.48
菊 池 瑞 穂	101,500	1.33
永 井 詳 二	100,000	1.32
久 保 溪	78,400	1.03

- (注) 当社は、自己株式132,350株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	担当及び重要な兼職の状況	氏 名
代表取締役社長	株式会社エル・ティーエフ代表取締役社長 スリーエフ・オンライン株式会社代表取締役社長	山 口 浩 志
取 締 役	富士シテイオ株式会社代表取締役社長	菊 池 淳 司
取 締 役	日本紙パルプ商事株式会社社外取締役 富士シテイオ株式会社社外取締役 株式会社日本製鋼所社外監査役	増 田 格
取 締 役	鈴木伸佳法律事務所所長 の株式会社社外取締役	鈴 木 伸 佳
常 勤 監 査 役		古 荘 博 一
監 査 役	富士シテイオ株式会社常務取締役	永 田 俊 雄
監 査 役	玉澤健児税理士事務所所長 富士シテイオ株式会社社外監査役	玉 澤 健 児

- (注) 1. 平成29年5月26日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって、中居勝利、山岸芳樹、堀野雅人、海老沢克恭、山崎英士、山口良介、長谷川和廣の7氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 平成29年5月26日開催の第36回定時株主総会において、鈴木伸佳氏が取締役に新たに選任され就任いたしました。
3. 取締役増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役であります。
4. 監査役古荘博一、玉澤健児の両氏は、社外監査役であります。
5. 監査役玉澤健児氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役増田格、取締役鈴木伸佳、監査役古荘博一、監査役玉澤健児の4氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
7. 代表取締役社長山口浩志氏は、平成30年3月1日付で当社のコーポレート統括兼商品統括に就任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役	10名	37百万円
監査役	3名	11百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役5名の使用人分給与相当額9百万円は含まれておりません。
2. 上記の取締役の支給人員には、平成29年5月26日開催の第36回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役6名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

社外取締役増田格氏は日本紙パルプ商事株式会社及び富士シティオ株式会社の社外取締役並びに株式会社日本製鋼所の社外監査役であります。なお、当社とこれら法人との間には特別な関係はありません。

社外取締役鈴木伸佳氏は俺の株式会社の社外取締役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

社外監査役玉澤健児氏は富士シティオ株式会社の社外監査役であります。なお、当社と同社との間には特別な関係はありません。

②主要取引先等特定関係事業者との関係

特になし

③主な活動状況

地 位	氏 名	内 容
取 締 役	増 田 格	取締役会は17回開催中17回出席し、企業経営についての十分な知識と経験により、大所高所からの適切な発言を行っております。
取 締 役	鈴 木 伸 佳	取締役会は12回開催中11回出席し、弁護士としての専門的見地から適切な発言を行っております。
監 査 役	古 庄 博 一	取締役会は17回開催中17回出席し、企業経営についての十分な知識と経験により、大所高所からの適切な発言を行っております。監査役会は13回開催中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監 査 役	玉 澤 健 児	取締役会は17回開催中13回出席し、公認会計士及び税理士としての専門的見地から適切な発言を行っております。監査役会は13回開催中12回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 1. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

2. 社外取締役鈴木伸佳氏につきましては、平成29年5月26日就任後の状況を記載しております。

④社外役員の報酬等の額

	人 数	支 給 額
社 外 役 員	4名	18百万円

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人の間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める最低限度額となっております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

23百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

23百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由は、取締役、社内関係部署及び会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠について確認し、審議した結果、これらについて適切であると判断したためです。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任をいたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人が適正な監査を行うことが困難であると認められた場合には、監査役会は会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

- ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 法令・定款の遵守をコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルにより徹底させます。
 - ・ 内部通報規程に基づき、社内・社外の窓口としてのコンプライアンス担当部門及び社外通報機関を活用することで、法令及び定款違反等による不祥事の早期発見、自浄プロセスの稼働及び風評リスク対策を進めています。
 - ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、警察及び顧問弁護士と連携し、断固とした姿勢で臨み、関係を一切遮断します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ・ 取締役会その他の重要な会議における意思決定に係る情報、その他の重要な決裁に係る情報、財務に係る情報、リスク及びコンプライアンスに関する情報・文書については、文書管理規程等の社内規程に基づき記録・保存及び管理を行い、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等にかかるリスクの管理については、それぞれの対応部署にて規則・ガイドラインを定めるものとし、新たに生じたリスクへの対応が必要な場合は、代表取締役に報告し、代表取締役は速やかに「危機管理委員会」にて対応します。
 - ・ 内部監査部門の内部監査により法令及び定款違反、その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見された危険の内容及びそれらがもたらす損失の程度等について直ちに代表取締役及び常勤監査役へ通報します。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 月1回の定例取締役会及び適宜臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行っています。
 - ・ 取締役会とは別に経営会議を毎月開催し、取締役会の議論を充実させるべく事前審議を行うとともに、業務執行に関する基本事項及び重要事項に関して迅速に的確な意思決定を行っています。
 - ・ 取締役についてはその経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できるように任期を1年としています。
 - ・ 取締役の業務執行については、取締役会規程に定められている事項とその付議基準及び決裁権限基準に該当する事項はすべて取締役会に付議し、日常の職務執行については、組織規程及び職務権限分掌等に基づき権限の委譲が行われ、それぞれの責任者がその権限により業務を遂行しています。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制は、関係会社管理規程に基づき、当社の取締役会または経営会議への事業内容の定期的な報告を求めます。
 - ・連結対象子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制は、リスク管理に関連する規定及びマニュアル等に基づいて、当社グループ全体のリスクを適切に評価し、管理する体制を構築します。
 - ・連結対象子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制は、関係会社管理規程に基づき、重要案件について事前協議を行うなど、自主性を尊重しつつ、状況に応じて必要な管理を行ってまいります。
 - ・連結対象子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制は、当社のコンプライアンス規程及びコンプライアンス・マニュアルによりグループ全体のコンプライアンス体制を構築します。
- ⑥財務報告の適正性を確保するための体制
- ・適正な会計処理及び財務報告を確保することができる内部統制システムを構築・整備し、これを適正に運用しています。
 - ・内部監査部門が、当社の財務報告に係る内部統制の整備・運用状況について、その有効性評価を実施、確認を行っています。
 - ・財務報告に関する規程の整備・業務手順の明確化を行い、毎年、その整備・運用状況の評価を行っています。
- ⑦監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ・監査役職務を補助すべき監査役スタッフについては必要に応じて適宜選任するものとし、監査役スタッフは監査役会の指揮命令のもとで職務を遂行します。
- ⑧監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役スタッフの選任、異動及び人事考課については監査役会の意見を聴取し、これを尊重します。
- ⑨取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ・取締役及び使用人は、監査役会規程及び監査役監査基準に従い、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があるとき、役職員による違法または不正な行為を発見したとき及びその他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役会に報告及び情報提供を行います。
- ⑩監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これをグループ全員に周知・徹底させます。

- ⑪監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・監査役の職務の執行について生ずる費用は当社で負担します。
- ⑫その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - ・常勤監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席するとともに、稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
 - ・社外監査役は、取締役会に出席するとともに、常勤監査役と同様に稟議書その他の業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めます。
 - ・社外監査役は、企業活動に対する見識が豊富な方に就任いただき、経営トップに対する独立性を保持しつつ、的確な業務監査が行える体制とします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①取締役の職務執行

- ・取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するように徹底しております。当連結会計年度におきましては、定時取締役会を12回、臨時取締役会を5回、経営会議を11回開催しております。

②監査役の職務執行

- ・監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会・経営会議への出席や代表取締役、会計監査人及び内部監査部門との間で定期的に情報交換等を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備及び運用状況を確認しております。

③内部監査の実施

- ・内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部監査を実施しております。

④財務報告に係る内部統制

- ・財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、内部統制評価を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主様に対する利益還元を経営の重要事項として位置づけ、持続的な成長を実現するために、必要な内部留保を図りながら、業績に裏付けされた成果の配分を行うことを基本方針としております。

しかしながら、営業損失及び経常損失を計上したこと、及び収益構造の改善や財務体質の強化が最優先すべき経営課題であると考えること等から、当期末の配当金については誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

次期につきましても、厳しい経営環境が予測されるため無配とさせていただきます。早期復配の実現を目指し、安定的な収益確保が出来るよう収益基盤強化に努めてまいります。

連結貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	5,098	流動負債	1,793
現金及び預金	4,863	買掛金	87
商品	73	未払金	1,561
貯蔵品	1	未払法人税等	31
繰延税金資産	0	未払消費税等	2
前払費用	19	預り金	28
未収入金	131	賞与引当金	71
その他	13	その他	12
貸倒引当金	△4	固定負債	135
固定資産	1,129	資産除去債務	9
有形固定資産	602	長期預り保証金	119
建物及び構築物	93	その他	6
工具、器具及び備品	88	負債合計	1,929
土地	420	純 資 産 の 部	
無形固定資産	0	株主資本	4,061
その他	0	資本金	100
投資その他の資産	526	資本剰余金	5,814
投資有価証券	49	利益剰余金	△1,767
敷金及び保証金	470	自己株式	△86
その他	9	その他の包括利益累計額	13
貸倒引当金	△3	その他有価証券評価差額金	13
		非支配株主持分	222
		純資産合計	4,298
資産合計	6,227	負債・純資産合計	6,227

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結損益計算書

(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
加盟店からの収入	6,760	
その他の営業収入	1,489	8,249
売上高		
売上高	(4,325)	4,325
営業総収入合計		12,575
売上原価	(3,226)	3,226
売上総利益	(1,098)	
営業総利益		9,348
販売費及び一般管理費		12,349
営業損失 (△)		△3,000
営業外収益		
受取利息	29	
受取配当金	18	
解約精算金	1	
投資有価証券売却益	52	
システム導入負担金	54	
その他	16	173
営業外費用		
支払利息	48	
減価償却費	3	
その他	4	56
経常損失 (△)		△2,884
特別利益		
受取補償金	140	
事業分離における移転利益	6,065	
その他	0	6,205
特別損失		
減損損失	77	
店舗閉鎖損失	464	
解約違約金	1,389	
希望退職関連費用	590	
その他	89	2,611
税金等調整前当期純利益		709
法人税、住民税及び事業税	26	
法人税等調整額	2	28
当期純利益		680
非支配株主に帰属する当期純利益		111
親会社株主に帰属する当期純利益		569

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年3月1日残高	1,396	1,645	△2,336	△86	619
連結会計年度中の 変動額					
資本金から準備 金または剰余金 への振替	△1,296	1,296			—
親会社株主に帰属する当期純利益			569		569
自己株式の取得				△0	△0
非支配株主との 取引に係る親会 社の持分変動		2,873			2,873
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額(合計)	△1,296	4,169	569	△0	3,442
平成30年2月28日残高	100	5,814	△1,767	△86	4,061

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
平成29年3月1日残高	11	11	207	837
連結会計年度中の 変動額				
資本金から準備 金または剰余金 への振替				—
親会社株主に帰属する当期純利益				569
自己株式の取得				△0
非支配株主との 取引に係る親会 社の持分変動				2,873
株主資本以外の 項目の連結会計 年度中の変動額(純額)	2	2	15	18
連結会計年度中の 変動額(合計)	2	2	15	3,460
平成30年2月28日残高	13	13	222	4,298

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	3,799	流動負債	1,014
現金及び預金	2,519	買掛金	85
商品	21	未払金	822
貯蔵品	1	未払法人税等	5
前払費用	19	預り金	28
未収入金	1,224	賞与引当金	62
その他	18	その他	10
貸倒引当金	△4	固定負債	135
固定資産	1,395	資産除去債務	9
有形固定資産	602	長期預り保証金	119
建物	92	その他	6
構築物	0	負債合計	1,150
工具、器具及び備品	88	純 資 産 の 部	
土地	420	株主資本	4,031
投資その他の資産	792	資本金	100
投資有価証券	49	資本剰余金	2,941
関係会社株式	269	資本準備金	1,645
敷金及び保証金	468	その他資本剰余金	1,296
その他	8	利益剰余金	1,075
貸倒引当金	△3	利益準備金	91
		その他利益剰余金	983
		別途積立金	2,700
		繰越利益剰余金	△1,716
		自己株式	△86
		評価・換算差額等	13
		その他有価証券評価差額金	13
		純資産合計	4,044
資産合計	5,195	負債・純資産合計	5,195

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

損益計算書

(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収入		
加盟店からの収入	1,897	
その他の営業収入	1,497	3,395
売上高		
売上高	(2,684)	2,684
営業総収入合計		6,080
売上原価	(2,008)	2,008
売上総利益	(676)	
営業総利益		4,072
販売費及び一般管理費		6,305
営業損失 (△)		△2,232
営業外収益		
受取利息	19	
受取配当金	67	
解約精算金	1	
投資有価証券売却益	52	
システム導入負担金	54	
その他	11	207
営業外費用		
支払利息	48	
減価償却費	3	
その他	4	56
経常損失 (△)		△2,082
特別利益		
受取補償金	140	
事業分離における移転利益	6,065	
子会社株式売却益	2,898	
その他	0	9,104
特別損失		
減損損失	77	
店舗閉鎖損失	464	
解約違約金	863	
子会社株式評価損	1,670	
希望退職関連費用	590	
その他	89	3,756
税引前当期純利益		3,265
法人税、住民税及び事業税		11
当期純利益		3,254

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

(自平成29年3月1日 至平成30年2月28日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成29年3月1日残高	1,396	1,645	—	1,645
事業年度中の変動額				
資本金から準備金または剰余金への振替	△1,296		1,296	1,296
当期純利益				
自己株式の取得				
事業年度中の変動額(合計)	△1,296	—	1,296	1,296
平成30年2月28日残高	100	1,645	1,296	2,941

	株 主 資 本						
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 計
	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金 計		
		別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金			
合 計							
平成29年3月1日残高	91	2,700	△4,970	△2,179	△86	776	
事業年度中の変動額							
資本金から準備金または剰余金への振替						—	
当期純利益			3,254	3,254		3,254	
自己株式の取得					△0	△0	
事業年度中の変動額(合計)	—	—	3,254	3,254	△0	3,254	
平成30年2月28日残高	91	2,700	△1,716	1,075	△86	4,031	

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成29年3月1日残高	11	11	787
事業年度中の変動額			
資本金から準備金または剰余金への振替			-
当期純利益			3,254
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	2	2	2
事業年度中の変動額(合計)	2	2	3,256
平成30年2月28日残高	13	13	4,044

(注)記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年4月18日

株式会社 スリーエフ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依 ①

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 ①

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スリーエフの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スリーエフ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年4月18日

株式会社 スリーエフ
取締役 会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 片岡 久依 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 郷右近 隆也 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スリーエフの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月19日

株式会社スリーエフ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	古 莊 博 一 ㊞
監 査 役	永 田 俊 雄 ㊞
監 査 役（社外監査役）	玉 澤 健 児 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって現任取締役全員（4名）が任期満了となりますので、あらためて取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	やま ぐち ひろ し 山口 浩 志 (昭和42年7月24日生)	平成4年4月 当社入社 平成15年5月 当社経営企画室長 平成18年3月 当社マーケティング部長 平成19年3月 当社マーケティング室長 平成24年9月 当社商品本部マーケティング部長 平成25年3月 当社執行役員マーチャンダイジング 本部長 平成26年5月 当社取締役マーチャンダイジング本部長 平成28年5月 当社代表取締役社長 平成29年5月 ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長 (現任) スリーエフ・オンライン㈱代表取締役 社長 (現任) 平成30年3月 当社代表取締役社長兼コーポレート統括 兼商品統括 (現任) (重要な兼職の状況) ㈱エル・ティーエフ代表取締役社長 スリーエフ・オンライン㈱代表取締役社長	4,500株
2	きく ち ひろ し 菊 池 淳 司 (昭和34年5月5日生)	平成7年2月 当社取締役 平成13年3月 富士シティオ㈱代表取締役社長(現任) 平成25年3月 当社取締役会長 平成28年5月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 富士シティオ㈱代表取締役社長	384,923株
3	ます だ いたる 増 田 格 (昭和27年2月9日生)	昭和49年4月 三井信託銀行㈱入社 平成10年11月 同社業務企画部長 平成11年6月 同社取締役業務企画部長 平成12年4月 中央三井信託銀行㈱執行役員業務部長 平成14年2月 同社常務執行役員 平成18年5月 同社専務執行役員 平成18年6月 同社取締役専務執行役員 平成22年6月 同社代表取締役副社長 平成24年4月 三井住友信託銀行㈱顧問 平成24年5月 当社取締役 (現任) 平成24年6月 京成電鉄㈱社外監査役 平成28年6月 ㈱日本製鋼所社外監査役 (現任) 平成29年5月 富士シティオ㈱社外取締役 (現任) 平成29年6月 日本紙パルプ商事㈱社外取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 日本紙パルプ商事㈱社外取締役 富士シティオ㈱社外取締役 ㈱日本製鋼所社外監査役	0株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	サザキのぶよし 鈴木伸佳 (昭和40年9月17日生)	平成9年11月 司法試験合格(第51期) 平成11年4月 東京弁護士会所属 川越法律事務所入所 平成23年8月 鈴木伸佳法律事務所開所 同事務所所長 (現任) 平成28年11月 俺の(株)社外取締役(現任) 平成29年5月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 鈴木伸佳法律事務所所長 俺の(株)社外取締役	0株

- (注) 1. 取締役候補者山口浩志氏は、(株)エル・ティーエフ及びスリーエフ・オンライン(株)の代表取締役を兼務しております。当社と(株)エル・ティーエフの間には取引関係がありますが、当社とスリーエフ・オンライン(株)の間には特別の利害関係はありません。また、取締役候補者菊池淳司氏は、富士シティオ(株)の代表取締役を兼務しております。当社と同社との間には特別の利害関係はありません。なお、他の取締役候補者と当社との間にもいずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者増田格、鈴木伸佳の両氏は、社外取締役候補者であります。
なお、両氏につきましては、東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。
3. 社外取締役候補者増田格氏は、長年にわたり企業経営に従事し、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、増田格氏の当社取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
4. 社外取締役候補者鈴木伸佳氏は、弁護士としての豊富な専門知識と経験を有しており、コンプライアンスの観点から当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、鈴木伸佳氏の当社取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
岩瀬 一雄 (昭和23年4月7日生)	昭和46年4月 ㈱横浜銀行入社 平成11年4月 同社執行役員横須賀支店長 平成13年6月 横浜振興㈱代表取締役社長 平成17年6月 横浜丸魚㈱常務取締役執行役員 平成19年6月 同社代表取締役社長 平成27年12月 ㈱むらせ取締役(現任) 平成28年6月 横浜丸魚㈱代表取締役会長 平成29年6月 同社取締役会長(現任) (重要な兼職の状況) 横浜丸魚㈱取締役会長 ㈱むらせ取締役	0株

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 補欠監査役候補者岩瀬一雄氏は社外監査役候補者であります。
なお、岩瀬一雄氏が就任をした場合には、東京証券取引所に対して独立役員として届け出る予定であります。
3. 補欠監査役候補者岩瀬一雄氏は横浜丸魚㈱及び㈱むらせの取締役であり、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外監査役として、補欠監査役の候補者とするものであります。

以上

